

拝啓 社長殿



(冬の諏訪湖畔)

FPT 株式会社 FPタックス

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-56-3743 / FAX 0266-58-7843

<http://www.fp-tax.com>

info@fp-tax.com

ar 朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931

<http://www.asakura-office.net>

info@asakura-office.net

<p>今回のテーマ</p>	<p>税制改正情報 第10号 年末調整の今年の変更点</p>	<p>大久保 久美子</p>
---------------	------------------------------------	----------------

今年も、残すところ1ヶ月ほどとなり、年末調整の時期となりました。そこで、今回は、今年の年末調整における変更点をみていきましょう。

1. 地震保険料控除

損害保険料控除が改組され、損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等の合計額(最高5万円)を、総所得金額等から控除する地震保険料控除とされました。

この地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、所得者本人または本人と生計を一にする親族が所有している家屋・家財のうち一定のものを保険の目的とし、かつ地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額をてん補する保険金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料をいいます。

地震保険料を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額(最高5万円)を、地震保険料控除として、所得者のその年分の総所得金額等から控除することとされました。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料を支払った場合には、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額(最高1万5千円)が総所得金額等から控除されます。

支払った保険料に、地震保険料に該当するものと長期損害保険料に該当するものがある場合には、それぞれに計算した控除額の合計額(最高5万円)を総所得金額等から控除することとされています。

また、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択により、いずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

2. 所得税の税率の改正

国税(所得税)から地方税(住民税)への税金の移し替え(いわゆる税源移譲)が行われたこと等を踏まえ、平成19年分の所得税から税率構造が、10%~37%の4段階から5%~40%の6段階に改正されました。

3. 定率減税の廃止

平成11年分以後の所得税に対して実施されていた定率減税については、平成18年分の所得税について2分の1に縮減されるとともに、同年分をもって廃止され、平成19年分以後の所得税については適用がありません。

4. 給与所得の源泉徴収票の様式の改訂

税制改正に伴い、平成19年分の給与所得の源泉徴収票から様式が改訂されます。

- ①「損害保険料の控除額」欄を「地震保険料の控除額」欄に改訂
- ②「長期損害保険料の金額」欄を「旧長期損害保険料の金額」欄に改訂
- ③「摘要」欄の「年調定率控除額 円」を「住宅借入金等特別控除可能額 円」に改訂

上記③については、年末調整において、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別控除額がある場合には、「住宅借入金等特別控除可能額」(年末調整で控除した住宅借入金等特別控除額と、控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額との合計額)を記載することとされました。

また、住宅借入金等特別控除の適用を受けた者については、その適用を受けた家屋を居住の用に供した年月日を記載することとされています。

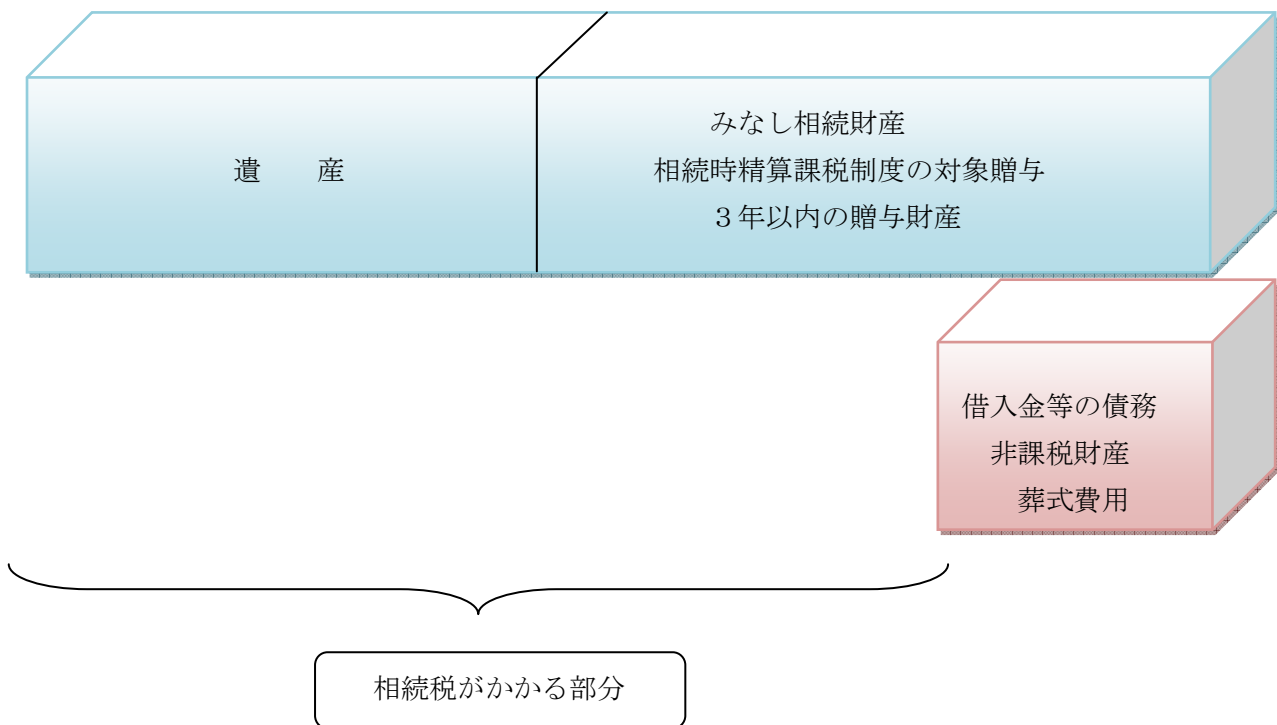
今回のテーマ	相続にまつわるQ&A集シリーズ ②	税理士 朝倉 令子
--------	-------------------	-----------

Q3 相続税の計算方法は？

A3 相続税の計算方法は次のとおりとなります。

1. まず、正味の遺産額を計算します

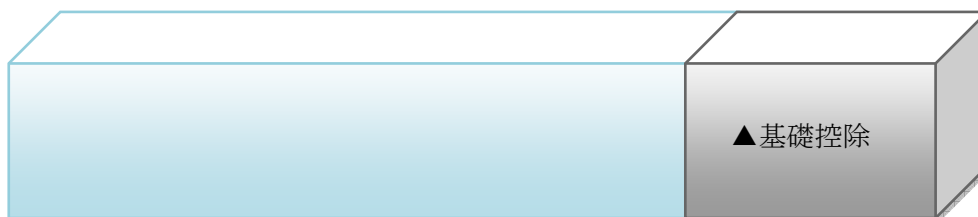
$$\text{遺産} + \left[\begin{array}{l} \text{みなし相続財産} \\ \text{相続時精算課税制度の適用を受けた財産} \\ \text{死亡前3年以内に贈与された財産} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{借入金等の債務} \\ \text{非課税財産} \\ \text{葬式費用} \end{array} \right] = \text{正味の遺産額}$$



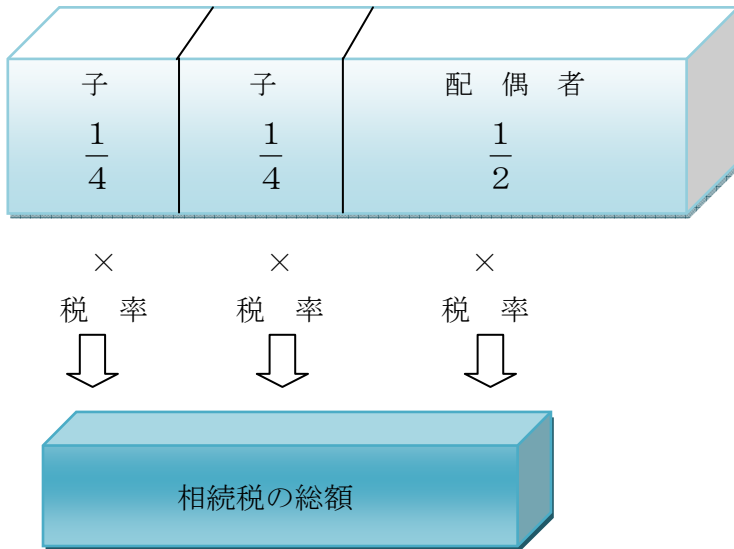
2. 基礎控除額を引きます

$$\text{正味の遺産額} - \text{基礎控除} = \text{課税遺産総額}$$

※基礎控除=5,000万円+(1,000万円×法定相続人の数)で求められます



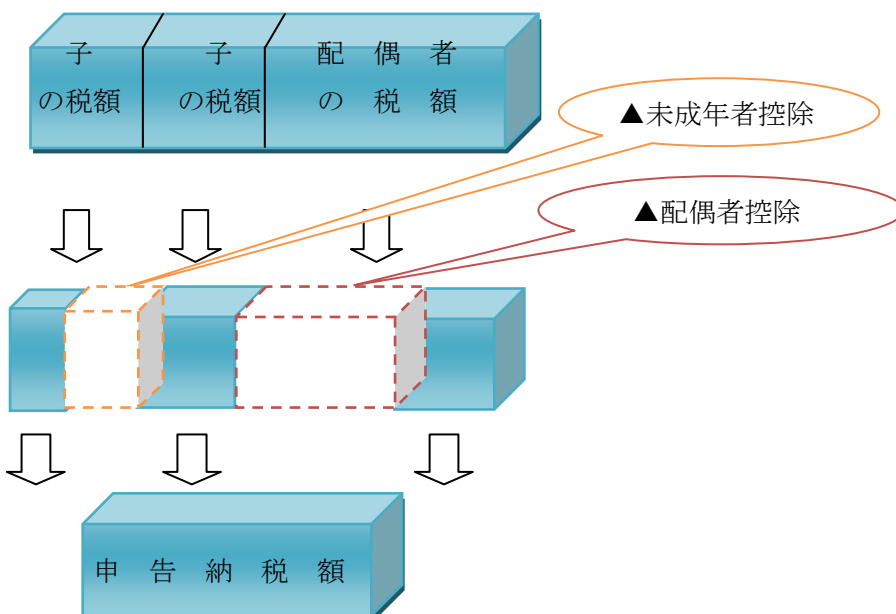
3. 法定相続分に応じた相続税額を計算します（相続税の総額）



【相続税の速算表】

法定相続人の各取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0万円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
3億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円

4. 各相続人ごとの相続税額を計算します



☆財産を取得した人が一親等の親族（代襲相続人となった孫なども含みます）、または配偶者以外の場合は相続税額の2割加算という制度があります。

今回のテーマ	『保険の見直し2 ～前提となる公的保険 ① 遺族年金と障害年金 ～』	CFP 小 口 厚
--------	---------------------------------------	-----------

前回は、ファイナンシャル・プランニングに基づいた保険の見直しの方法をご紹介しましたが、今回は保険の見直しの前提となる、「公的保険制度」についてご紹介します。

我々は日頃、健康保険料、年金保険料等の社会保険料の負担が大きいことは意識していますが、それらの公的保険制度の保障内容は、個人で加入している民間の保険の保障内容以上に知らない場合が多くあります。

万が一の場合を考える保険加入を検討する時、公的保険の保障内容を理解した上で、民間の保険加入を考えることが無駄のない適正な保険加入になります。

<家族の生計を維持している人が死亡した場合の公的保険制度>

1. 自営業者＝1号保険者の場合

(1) 遺族基礎年金

- ① 受給できる人 → 高校卒業前の子供がいる妻かその子供のみ受給可能
- ② 受給額 → 年額 794,500 円+子供 1 人につき 22,8600 円(3 人目からは 76,200 円)
- ③ 受給期間 → 末子が高校卒業まで
- ④ その他 → 加入期間にかかわらず一律。妻が死亡した夫の受給は不可

(2) 寡婦年金 → 夫死亡時に子供がいなく遺族年金が受給できない場合に受給可能

- ① 受給できる人 → 夫が保険料を 25 年間以上支払い、婚姻期間が 10 年以上ある妻
- ② 受給額 → 夫が将来受給できた老齢基礎年金の 3/4
- ③ 受給期間 → 60 歳～65 歳の 5 年間のみ

(3) 死亡一時金

- ① 受給条件 → 夫が保険料を 3 年以上支払い、老齢基礎年金、障害基礎年金を受給していない
- ② 受給額 → 加入期間に応じて 120,000 円～320,000 円

(4) その他

寡婦年金と死亡一時金はどちらかの選択になる

2. 社会保険に加入している会社の会社員＝2号保険者の場合

(1) 遺族基礎年金 → 上記遺族基礎年金同様

(2) 遺族厚生年金

- ① 受給できる人 → 生計維持関係にあった配偶者、その子供、父母、孫、祖父母の中で 1 番順位の高い人が受給可能(妻が死亡した夫の場合は、55 歳でないと受給不可)
- ② 受給額 → 死亡した生計維持者が将来受給できた老齢厚生年金の比例報酬分の 3/4
- ③ 受給期間 → 配偶者が亡くなるまで一生涯

※生計維持者死亡時に配偶者が 30 歳未満で子供がいない場合、遺族厚生年金は 5 年間のみ支給

(3) 中高齢寡婦加算

- ① 中高齢寡婦加算が行なわれるための条件

- a) 夫が死亡した時点で 35 歳以上である妻のみ
- b) 夫が死亡時に厚生年金に加入していた、もしくは加入期間が 20 年以上ある
- ② 加算期間 → 遺族年金受給打ち切り後、40 歳～65 歳になるまで
- ③ 受給額 → 年間 596,000 円

3. 遺族年金を受給するための大前提

保険料を払った期間+保険料を免除された期間 > 保険料を支払うべき期間の 2/3

<国民年金 or 厚生年金加入者が障害を負った場合の公的保険>

1. 国民年金加入者の場合

(1) 障害基礎年金

① 受給条件 → 1 級、2 級の障害状態と認定された場合

② 受給額

1 級 → 年間 993,100 円 2 級 → 794,500 円

更に子供 1 人につき、年間 228,600 円(3 人目からは 76,200 円)が加算

2. 厚生年金加入者の場合

(1) 障害基礎年金 → 上記障害基礎年金同様

(2) 障害厚生年金

① 受給条件 → 1 級、2 級、3 級の障害状態と認定された場合

② 受給額

1 級 → 老齢厚生年金の比例報酬分の 1.25 倍 2,3 級 → 老齢厚生年金の比例報酬分と同額

更に生計を維持されている 65 歳未満の配偶者がいる場合、年間 228,600 円が加算

(3) 障害手当金

3 級より軽い障害の場合、3 級の障害厚生年金の 2 年間分が一時金として支給される

3. 障害年金を受給するための大前提

保険料を払った期間+保険料を免除された期間 > 保険料を支払うべき期間の 2/3

<ポイント>

- 1. 公的年金の保障内容を十分理解する
- 2. 厚生年金加入者は、国民年金加入者に比べ、公的保険制度が優遇されている
- 3. 民間の保険は公的保険を補充するものとして検討する

次号の予告

- 1. 保険見直し 3 保険見直しの前提となる公的保険②～傷病手当金他
- 2. 税制改正情報 第 11 号 同族会社等の範囲
- 3. 相続にまつわる Q & A 集シリーズ ③